

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和4年度末までに162件の不服の裁定事件が係属し、162件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

令和4年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された2件である。この2件が4年度中に終結した。（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（令和5年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法		1	12	4	14	0	31
採 石 法		5	18	2	28	0	53
森 林 法		0	1	4	3	0	8
農 地 法		0	1	2	0	1	4
海 岸 法		0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法		0	5	0	4	0	9
河 川 法		0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法		5	15	5	17	0	42
都 市 計 画 法		0	7	0	1	0	8
そ の 他		0	0	2	0	0	2
計		11	61	20	69	1	162

- （注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和5年3月31日である。
 2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。
 3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。
 4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。
 5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。
 6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。
 7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。
 8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2-3-2 令和4年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成30年 (フ) 第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出 字臂曲地内の岩石採取計 画不認可処分に対する取 消裁定申請事件	秋 田 県 業 者 1 社	山 形 県 知 事	平 成 30. 9. 21	令 和 4. 6. 23 棄 却
令 和 3 年 (フ) 第 1 号	沖 縄 県 糸 満 市 字 米 須 (沖 縄 戦 跡 国 定 公 園) 地 内 の 鉞 物 掘 採 に 係 る 措 置 命 令 に 対 す る 取 消 裁 定 申 請 事 件	沖 縄 県 業 者 1 社	沖 縄 県 知 事	令 和 3. 8. 6	令 和 5. 1. 6 取 下 げ

第1節 令和4年度に係属した不服の裁定事件

令和4年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成30年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事(処分庁)は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで同岩石採取計画を認可しないとの処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、平成30年9月21日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成30年10月17日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、9回の審理期日を開催するなど、審理手続を進め、令和4年6月23日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成30年9月21日	裁定申請受付
10月17日	審理手続開始
平成31年3月25日	第1回審理期日
令和元年6月17日	第2回審理期日
9月17日	第3回審理期日
12月13日	第4回審理期日
令和2年3月9日	第5回審理期日
9月2日	第6回審理期日
11月24日	第7回審理期日
令和4年2月18日	第8回審理期日
4月28日	第9回審理期日
6月23日	裁定(棄却)

7月1日 裁定書の正本を申請人及び処分庁に送達

7月25日 裁定の官報公示(公害等調整委員会公示第6号)

なお、本裁定に対しては、申請人から東京高等裁判所に裁定取消しの訴えが提起されている(本章第2節1参照)。

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

<p>あぐみ</p> <p>ひじまがり</p> <p>公調委平成30年(フ)第1号 山形県飽海郡遊佐町吉出字 臂 曲 地内の岩石採取計画不認可処分 に対する取消裁定申請事件</p> <p>裁 定 (当事者の表示省略)</p> <p>主 文</p> <p>申請人の本件裁定申請を棄却する。</p> <p>事 実 及 び 理 由</p> <p>第1 当事者の求める裁定</p> <p>1 申請人</p> <p>処分庁が申請人に対し平成30年7月10日付けでした岩石採取計画不認可処分(指令庄総産 経第9号)を取り消す。</p> <p>2 処分庁</p> <p>(1) 本案前の答弁</p> <p>本件裁定申請を却下する。</p> <p>(2) 本案に対する答弁</p> <p>主文と同旨</p> <p>第2 事案の概要</p> <p>本件は、採石業を営む申請人が、処分庁に対し、採石法第33条に基づき、申請人が所有す る山形県飽海郡遊佐町大字吉出字臂曲〇〇外12筆の各土地(以下、併せて「本件 各土地」という。)所在の採石場(以下、時期を問わず採石場として利用されてい た範囲を「本件採石場」という。)における岩石採取計画の認可申請(以下「本件 認可申請」といい、その対象であった採取計画を「本件採取計画」、本件採取計画 に基づく採石事業を「本件事業」という。)をしたところ、処分庁が、本件認可申 請を不認可とする処分(以下「本件不認可処分」という。)をしたことから、申請 人が、本件不認可処分は違法であると主張して、採石法第39条第1項に基づき、 本件不認可処分の取消しを求める事案である。</p> <p>(以下省略)</p>
--

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一
覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→ 「終結し
た不服裁定」を選択して該当する事件を参照)

2 沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

（公調委令和3年（フ）第1号事件）

(1) 原処分の概要

沖縄県知事（処分庁）は、申請人がした自然公園法第33条第1項に基づく掘採行為に係る届出に対して、令和3年5月14日に同法第33条第2項に基づく処分（措置命令）を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人が自然公園法第33条第1項に基づく沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内での掘採行為の届出を令和3年3月18日に受理し、同年5月14日に申請人に対して、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同法第33条第2項に基づき以下の①～④の措置の実施を命じた。

- ① 遺骨の有無について関係機関と連携して確認し、関係機関による遺骨の収集に支障が生じないよう措置を講じること。
- ② 掘採区域の周辺、特に掘採区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景へ影響を与えないよう、必要に応じ、植栽等の措置を講じること。
- ③ ②を踏まえ、周辺植生と同様の植物群落に原状回復すること。
- ④ ①～③の各措置について、掘採開始前に県に報告し、協議すること。

これに対し、申請人は、本件処分は同法第33条第2項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認められるとき」に該当しないとして、同年8月6日付けで同処分（措置命令）の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和3年9月5日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、4回の審理期日を開催するなど、審理手続を進めたが、令和5年1月6日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

令和3年8月6日	裁定申請受付
9月5日	審理手続開始
12月16日	第1回審理期日
令和4年3月24日	第2回審理期日
6月9日	第3回審理期日
7月29日	第4回審理期日
令和5年1月6日	申請取下げ

第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

令和4年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

1 東京高等裁判所令和4年（行ケ）第23号裁定取消請求事件

(1) 裁定事件の概要

山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲で採石業を営む会社である申請人が、山形県知事（原処分庁）による採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に係る不認可処分に対する不服裁定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、令和4年6月23日、前記申請を棄却する旨の裁定を行った（公調委平成30年（フ）第1号事件、本章第1節1参照）。

(2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、裁定委員会の本件裁定を不服として、国を被告として、令和4年8月26日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。

(3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、本件訴訟について審理の結果、令和5年3月23日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡し、その後当該判決は確定した。

同判決の概要は、以下の通りである。

採石法第33条の3第1項は、採取計画の認可の申請に関し、認可を受けようとする採石業者は同法所定の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないものとし、同条第2項は、申請書には岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならないものとし、同法施行規則第8条の15第2項第8号は、上記委任に基づき、添付書類の一つとして、「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」（見込み等書面）を定めている。これは、採石法以外の法令等の規制により認可の申請に係る採取計画に基づく岩石の採取を実施できない場合があり得るところ、このような場合には、当該申請につき、実体的な要件を審査し、当該採取計画の認可をしても無意味であるためと解される。

都道府県知事は、上記のような採石法及び同法施行規則の定めに従い、認可の申請書に見込み等書面が添付されていない場合には、申請者に対し相当の期間を定めて補正（見込み等書面の追完）を求め、補正がされないときは、形式上の要件の不備を理由に拒否処分をし、認可の申請書に見込み等書面が添付され（補正がされた場合を含む。）、その他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合する場合には、実体的な要件を審査し、認可又は不認可の処分をすることになる。しかし、見込み等書面が、他の行政庁の許可等を受けていることを示す書面ではなく、許可等を受ける見込みに関する書面であった場合には、その後の実体的な要件の審査中に許可等を受けられないことが確定し、その結果、申請に係る採取計画に基づく岩石の採取を実施できない

ことが確定することもあり得るところ、このような場合に、無意味な採取計画の認可を避ける必要があることは、実体的な要件の審査を開始する前と変わりがないものというべきであるから、都道府県知事は、他の行政庁の許可等を受けられないこと等の確定を理由に、不認可処分をすることができるかと解するのが相当である。

本件において、処分庁は、本件不認可処分に係る平成30年7月10日付け通知書において、本件不認可処分の「理由」とは別に、「その他考慮した点」として、遊佐町処分（公調委注：遊佐町の条例に基づき遊佐町長が本件不認可処分に係る岩石採取事業を規制対象事業に認定した処分）があったことを記載している。これは、前件裁定申請に係る裁定委員会の見解（公調委注：処分に対する取消訴訟の係属証明書が添付されていれば、見込み等書面添付の要件は充たされるという見解）を尊重して、訴訟係属証明書等の添付をもって「見込み等書面」添付という申請の形式上の要件に適合するものとして取り扱い、本件認可申請がその他の形式上の要件にも適合するものと認めて、実体的な要件を審査し、その結果、上記通知書に「理由」として記載された判断をするに至ったが、他方で、遊佐町処分については、実体的な要件の審査の終了時には別件訴訟（公調委注：原告が遊佐町を被告として、主位的に、遊佐町処分の違法を主張してその取消しを求め、予備的に、損失補償金及び遅延損害金の支払を求めた訴訟）が係属中であったものの、本件不認可処分の根拠となり得るものと考え、また、一般に、採取計画の認可の申請書に見込み等書面が添付されていた場合でも、その後、他の行政庁の許可等を受ける見込みを欠くに至り、見込み等書面の意味が失われたときは、不認可処分の理由となるものと考えて、遊佐町処分があることを「その他考慮した点」として明記したものと考えられる。なお、遊佐町処分は、別件訴訟における主位的請求が認容される等の事情がない限り、その効力が否定されるものではないが、処分庁は、上記裁定委員会の見解を尊重するとともに、別件訴訟の経過をみる必要性にも照らして、謙抑的に「その他考慮した点」として記載し、その余の実体的な要件の審査結果のみを「理由」として記載するにとどめたものと考えられる。

そして、最高裁判所が、令和4年1月25日に上告及び附帯上告棄却判決（公調委注：別件訴訟について一審判決が遊佐町処分の取消しを求める原告の主位的請求を棄却した点を維持した控訴審判決に対し原告が上告の申立てをするなどした事件に関する判決）をしたことから、原告が遊佐町処分の効力を争う余地がなくなり、原告が他法令の許可等を受ける見込みがないことも確定したものである。さらに、遊佐町処分の効力を争うことができなくなった原告は、遊佐町処分に係る規制対象事業と同内容である、本件認可申請に係る採取計画に基づく事業（本件事業）を実施することも、事実上不可能になったと認められる。

よって、本件裁定申請を棄却した本件裁定は憲法その他の法令に違反するとは認められず、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。